

5 みなさんをお願いしたいこと

高知家のすべての大人は、みなさんが、学校や社会で安心して生活できるよう、協力し合い、いじめで苦しむことのない社会づくりに取り組んでいきます。

いじめでつらい思いをした場合は、悩みを抱え込まず、周りの人に相談してください。

私たち大人は、いじめられた子どもを全力で守り、いじめた子どもに対しても、いじめを繰り返さないように支えます。

みなさんも、いじめについて自分の考えや意見を話し合う場をもち、自分たちに何ができるのか積極的に意見を表明してください。
そして、大人たちと一緒に安心・安全であたたかい高知家をつくっていきましょう。

※このリーフレットは、令和6年11月に開催された「高校生によるいじめ問題についての意見交流会」で話し合われた内容を取り入れて、高知工業高等学校総合デザイン科の生徒が制作しました。
リーフレットの中のオリジナルキャラクターは、いじめのない、ハートであふれた社会になるように、ころがったかくなるようなイメージを考えました。
これから、高知家のみなさんで大切に育てていただきたいと考えています。



いじめに関する相談窓口

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------|
| ◆ヤングテレホン（高知県警察本部生活安全部・少年サポートセンター内） | 088-822-0809 |
| ◆高知弁護士会 | 子どもの権利 110 番
088-872-0324 |
| ◆中央児童相談所 | 088-821-6700 |
| ◆心の教育センター | 24時間子どもSOSダイヤル
0120-0-78310 |
| ◆高知県教育委員会事務局人権教育・児童生徒課 | 088-821-4722 |
| ◆高知地方法務局 | みんなの人権 110 番
0570-003-110 |
| ◆幡多児童相談所 | 0880-37-3159 |
| | こどもの人権 110 番
0120-007-110 |

中・高校生向け 高知県いじめ防止基本方針

1 いじめとは

いじめは、法律で次のように定められています

いじめ防止対策推進法 第2条（いじめの定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

* いじめ防止対策推進法・・・平成25年に、いじめを防止するために定められた法律

いじめとは、ある児童生徒が、同じ学校や部活動、同じ塾や校外の活動に参加しているなど、何らかの人間関係にある別の児童生徒から、**心理的、物理的に攻撃を受け、心や体が傷ついたり、つらい思いをすること**です。言葉で嫌なことや悪口を言われたり、仲間はずれや無視をされたり、暴力を受けることだけでなく、金品をたかられたり、隠されたりすること、無理やり嫌なことをさせられるのもいじめです。インターネットでのひぼう・中傷といった嫌がらせも、いじめです。

「嫌がっていないから、いじめじゃないだろう」と判断したり、いじめられていると思われる子どもが「大丈夫だ。いじめられていない。」と言っているからいじめではないと判断したりすることは、いじめを見過ごすことにつながります。いじめられている子どもが、いじめがエスカレートすることをおそれ、いじめを訴えられないこともあることを、私たちは知っておかねばなりません。**いじめは、いじめられた子どもが、「つらい、苦しい」と感じていたら、いじめである、そして、いじめを行ってはならない、と法律で定めています。**



2 高知県いじめ防止基本方針について



いじめの法律では、都道府県や市町村、学校などが、いじめを防止するための基本的な考え方や対策などについて定めることになっており、高知県も、各学校が基本方針をつくるために参考となるような基本方針を定めています。今回、高知県では、社会の変化などを踏まえて、この基本方針を見直すことになりました。今回の見直しでは、

子どもの権利を守ることや子どもが自分の意見を言える場面をつくっていこうとする「こども基本法」の考え方を大切にしています。

また、いじめを防ぐための対策だけではなく、いじめを生まない環境をつくり、いじめについてみなさんが自分事として考えることができるように、県や学校が取り組むことを示しました。



3 高知県いじめ防止基本方針が大切にしていること

基本方針の目的は、いじめを防ぐための取り組みを県全体に広げていくことや、県民一人一人が、いじめをなくし、安全で安心な社会づくりに向けて行動することです。そのために、次の5つの視点を大切にしていきます。

1 大人たち自身が、人権感覚を高め、いじめを見逃さないように子どもたちの小さな変化にも気づく力を身につけること

2 子どもたちが、「夢」や「志」を持てるような社会をつくる努力をすること

3 「高知家」というキャッチフレーズが示しているように、人と人とのつながりを大切にしていくこと

4 みんなで子どもを守り育てていくこと

5 大人自身も、子どもたちにゆっくり向き合えるように、身の周りの環境を整えたり、余裕を持てるよう心がけたりすること

そして、いじめを防ぐための考え方として、いじめをさせない、いじめに気づく、いじめに対応する、みんなで協力する、という4つのことを中心に行っていきます。また、いじめが起こった場合の、適切な対応についても、書いてあります。

4 いじめ防止のために行うこと



高知県



1 いじめをさせない

いじめを防ぐために、すべての子どもたちにとって安全・安心な学校や学級をつくります。そのために、学校の先生が、いじめについて理解し、先生同士、保護者、地域の人、専門家などと協力しながら対応する方法などを学ぶ機会を設けます。

また、子どもたちが「夢」や「志」を持ち、自分のよさや可能性について知り、将来を切り開いていく力を身につけていくことで、いじめが起こらない人間関係を築くことができるよう。人権教育や道徳教育、教科や情報モラル教育などの内容の充実を図ります。そして、子どもたちが、いじめ問題について、自分たちで話し合い、解決していくことや、いじめを防ぐための取り組みに積極的に参加する機会を設けます。

3 いじめに対応する

いじめが重大な事態に至った場合に、子どもを守り、学校が安心して過ごせる場所となるように、学校の求めに応じて一時的に専門家のチームを派遣したり、インターネット上のいじめに速やかに対応できるような仕組みを整備します。

2 いじめに気づく

いじめに早く気づくことができるような仕組みをつくり、工夫を行っていきます。いじめられた子どもやいじめに気づいた人が、安心して相談できるような環境を整えたり、速やかに対応できるように、地域の人々や専門家、また関係する機関との日ごろからの協力体制を整えます。

4 みんなで協力する

保護者や地域の人々が、いじめについて理解し、対応の方法を学んだり、相談できるような環境を整えます。また、保護者や地域住民と学校が協力できるような仕組みを整え、放課後も子どもたちが安全・安心に過ごすことができるような居場所づくりに努めたり、民生委員や児童委員の協力を得て、子どもが安心して過ごせるようにします。



学校



1 いじめ防止のための基本方針と組織づくり

学校は、その学校にあわせて、いじめを防ぐための基本的な考え方や取り組み、また、いじめが起きた場合の対応について、基本方針(学校いじめ防止基本方針)をつくることになっています。この基本方針をつくったり、見直ししたりするときには、生徒会活動などを通して、子どもたちの意見を取り入れるようにします。

また、学校で、いじめを防いだり、相談の窓口となったり、いじめが起きたときの対応を行う組織(学校いじめ防止対策組織)をつくることになっています。その組織には、学校の先生だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士や医療関係者、警察などの専門家も参加します。

3 いじめに気づく

学校は、日ごろから、みなさんから信頼されるように努め、みなさんがいじめについて相談しやすい環境をつくります。また、いじめは大人が見つけにくいところで行われたり、遊びやふざけ合いに見えることもあるため、いじめを見落とすことがないよう、注意深く子どもたちを見守ったり、複数の先生で協力し合ったり、また、専門家による研修を行ったりします。



2 いじめをさせない

学校は、いじめがどの子どもにも起こる可能性があることを考えて、すべての子どもたちが、いじめ問題について、自分のこととして考えたり、話し合ったり、意見を言ったりできるような活動に取り組みます。

また、いじめは、いじめを受けた子どもや周りの子ども、そして、いじめをした子どもにも大きな傷を残すものであり、決して許されないことを伝え、人と人との豊かな人間関係をつくることで、いじめが起きない環境を整えていくようにします。そして、さまざまな背景をもつ子どもたちが守られるように支援をしたり、必要な手立てを行います。

4 いじめに対応する

いじめが起きたときは、学校はいじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもをしっかりと守ります。また、先生同士で協力し、学校としていじめに対応します。そして、適切な対応をするために、保護者、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士といった専門家や、必要ときは警察などと協力します。いじめた子どもに対しては、いじめをしてはいけな、と厳しく指導します。

そして、いじめに向かうことがない生徒へと成長できるよう支援を行います。また、解決したように見えても、本当にいじめと思われる行動が行われていないか、いじめられた子どもがいやな思いをしていないか、継続して見守ります。